

大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付要綱

制 定 平成 20 年 4 月 1 日

最近改正 令和 7 年 4 月 1 日

（目的）

第 1 条 この要綱は、建物の老朽化や建て詰まりに加えて、狭あいな道路が多い等、防災面や住環境面で様々な課題を抱えた密集市街地において、防災性の向上及び居住環境の改善を図るため、狭あい道路に面する建築物の建替え等に際して、後退用地及びすみ切り用地（以下「後退用地等」という。）を道路舗装する場合に、整備費等の一部を大阪市が補助することに関し、大阪市補助金等交付規則（平成 18 年大阪市規則第 7 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、大阪市狭あい道路拡幅促進整備要綱（以下「整備要綱」という。）に定めるほか、当該各号に定めるところによる。

（１）補助事業 重点対策地区の狭あい道路に接する土地において、後退用地等の撤去工事及び整備工事（以下「後退用地等の整備」という。）を行い、この要綱に基づき補助金の交付を受ける事業をいう。

（２）補助事業者 次のいずれかに掲げるもので、別表 1 の要件を満たし、この要綱に基づき補助事業を行い補助金の交付を受けようとするものをいう。また、補助金を交付した後であっては、補助金の交付を受けた者とする。

ア 建築主等

イ アの配偶者又は一親等内の親族

（補助の対象及び補助率）

第 3 条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に要する費用とする。ただし、消費税等相当額及び他の大阪市等の補助事業で補助を受ける部分に係る費用は除く。

（１）後退用地等の道路舗装

（２）後退用地等と一体的に舗装する場合の既存道路部分の道路舗装（最大道路中心線まで）

（３）後退用地等と敷地との境界を明確にするための道路境界石の設置

（４）後退用地等の雨水排水のための側溝、側溝蓋及び集水桝の設置

（５）後退用地等にある支障物の撤去

2 市長は、補助事業者に対して、予算の範囲内において、補助対象経費の 3 分の 2 以内又は、別表 2 及び別表 3 に定めるそれぞれの補助項目の補助限度額単価を補助対象面

積等に乗じた額の3分の2以内のうちのいずれか低い額を補助することができる。また、補助金の額の算定において、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

- 3 補助事業者が、第1項第5号の撤去工事の補助金の交付を受けようとする場合は、第1項第1号から第4号まで全ての整備工事を行わなければならない。ただし、第1項第2号について、既存道路部分を一体的に舗装しない場合はこの限りでない。

(補助金の交付申請及び決定)

第4条 補助事業者は、補助事業に係る工事契約予定日の30日前、かつ、工事契約予定日の属する年度の12月末日（本市の定める休日である場合は、その日以前の直近の休日でない日）までに、補助金交付申請書（様式1）を作成の上、市長に提出しなければならない。ただし、交付申請までに工事契約した場合であっても、工事に未着手であることを証明できるときは、本項本文の「工事契約」及び第6項第1号の「工事契約」を「工事着手」と読み替えるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付決定通知日の属する年度の2月末日（本市の定める休日である場合は、その日以前の直近の休日でない日）までに第10条第1項の補助事業完了実績報告書（様式12）を提出できない場合は、交付申請をすることができない。

- 3 第1項の規定による交付申請書には、別表4に掲げる書類を添付しなければならない。

- 4 第1項の規定による申請を行う際、近接する土地の後退用地等の整備を行う場合で、補助事業者が同一かつ補助事業が同時期の場合、まとめて申請を行うことができるものとする。

- 5 市長は、第1項の申請書の提出があった場合において、当該申請に係る書類の審査及び現地調査等により、申請に係る補助金の交付が法令及び規則（以下「法令等」という。）に違反しないかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか、補助事業に適合しているかどうか等を審査し、この要綱に適合し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定することができる。

- 6 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を行うにあたって、次の各号に掲げる条件を付すものとするほか、必要な条件を付することができる。

（1）補助事業に係る工事契約は、第5条第1項の規定による補助金の交付決定通知日以降とすること。

（2）補助事業の内容を変更する場合（道路中心線又は後退線等を変更する場合を含む。以下同じ。）には、市長の承認を受けること。

（3）補助事業に要する経費の配分又は執行計画の変更（補助金の交付予定額に変更が生じるものに限る。以下同じ。）をする場合には、市長の承認を受けること。

（4）補助事業を廃止する場合には、市長の承認を受けること。

（5）補助事業が事業期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

（6）市長が、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して報

告を求め、又は担当職員に当該補助事業者の事務所、事業所等に立ち入り帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

7 市長は、第5項による審査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、補助金を交付しない旨を決定することができる。

8 市長は、第1項の補助金の交付申請が到達してから、30日以内に補助金の交付決定又は交付しない旨の決定をするものとする。ただし、申請書に不備があり、訂正等に係る日数は除くものとする。

(交付決定の通知)

第5条 市長は、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式3）により速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付しない旨の決定をしたときは、補助金不交付決定通知書（様式4）により速やかにその旨の理由を付して補助事業者へ通知するものとする。

3 市長は、原則として第1項の規定による通知にあわせて、後退表示板を補助事業者へ支給するものとする。

(交付申請の取下げ)

第6条 補助事業者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金取下届（様式5）により、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取り下げをすることができる。

2 前項の規定による取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなし、補助金取下受理通知書（様式6）により補助事業者へ通知するものとする。

(道路中心線の設置)

第7条 補助事業者は、第4条第1項の規定による補助金の交付申請までに整備要綱第2条第1項イの道路（以下、「2項道路」という）の道路中心を示す道路中心線を設置しなければならない。

2 前項による道路中心線を設置する際には、大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付実施要領に定める近隣の土地所有者の同意を得なければならない。ただし、市長が同意を得なくてもよいものとして特に認めた場合はこの限りでない。

(補助事業の工事着手)

第8条 補助事業者は、第4条第1項の規定による交付申請における工事契約予定日にかかわらず、第5条第1項の規定による補助金の交付決定通知日以降に工事契約し、工事に着手しなければならない。

2 第4条第1項ただし書の規定に基づき交付申請を行う場合は、補助事業者は当該交

付申請における工事着手予定日にかかわらず、第5条第1項の規定による補助金の交付決定通知日以降に工事着手し、速やかに工事着手届（様式3-2）により工事着手日を市長に届け出なければならない。

- 3 補助事業者は、第9条第1項イの規定に基づき補助金交付変更承認申請を行う場合は、同条第2項第1号の規定による補助金変更承認通知日以降に当該変更部分の工事に着手し、速やかに工事着手届（様式3-2）により工事着手日を市長に届け出なければならない。

（補助事業の変更及び廃止等）

第9条 補助事業者は、補助事業について次の各号に係る事業内容を変更する場合等においては、次表の第一欄に掲げる場合のときは、第二欄に定める様式を別表4で定める書類を添付して、第三欄に定める期日（その日が休日である場合は、同日以前の直近の休日でない日）までに市長に提出しなければならない。

- （1）事業期間等
- （2）補助事業に要する経費の配分又は執行計画
- （3）その他、市長が必要と認める事項
- （4）補助事業の廃止

	第一欄（場合）	第二欄（様式）	第三欄（期日）
ア	第1号から第3号までの変更（ただし、次項「イ」の場合を除く。）	補助金変更承認申請書（様式7）	交付決定通知日の属する年度の2月末日
イ	第2号の変更（変更申請額が既交付決定額を超える場合。）	補助金変更承認申請書（様式7）	交付決定通知日の属する年度の12月28日かつ、当該変更部分の工事着手予定日の30日前
ウ	第4号の変更	補助事業廃止承認申請書（様式8）	交付決定通知日の属する年度の2月末日

- 2 市長は、前項による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、申請書が到達してから30日（申請書に不備があり、訂正等に係る日数は除く。）以内に承認の可否を決定し、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる様式によりその旨を補助事業者に通ずるものとする。

- （1）補助金交付変更承認申請書の提出があった場合において、変更を承認するとき
補助金交付変更承認通知書（様式9）
- （2）補助事業廃止承認申請書の提出があった場合において、廃止を承認するとき
補助事業廃止承認通知書（様式10）
- （3）前2号において変更もしくは廃止を承認することが不相当であると認めたとき
不承認通知書（様式9-2）

- 3 市長は、補助事業者が第1項各号に該当しながら申請を怠った場合、補助金交付

決定取消通知書（様式 11）により補助事業者に補助金の交付決定を取り消す旨の通知をするものとする。

（補助事業の実績報告）

第10条 補助金の交付決定を受けた補助事業を完了した補助事業者は、その旨を補助事業完了実績報告書（様式12）により事業期間内、かつ補助金の交付決定通知日の属する年度の2月末日（本市の定める休日である場合は、その日以前の直近の休日でない日）までに報告しなければならない。ただし、補助事業者は、当該報告に先立ち、現地完了検査依頼書（様式12-3）により、補助対象工事の現地検査を市長に依頼することで、次条第2項に定める検査を受けることができる。

2 前項の規定による補助事業完了実績報告書には、別表4に掲げる書類を添付しなければならない。

3 前項の規定により領収書等の写しに代えて領収書等遅延理由書（様式 12-2）を添付した場合にあっては、第13条第1項の規定により補助金の請求を行うときは、領収書等の写しを提出しなければならない。

（補助金の額の確定・検査結果通知）

第11条 市長は、前条第1項の規定する報告を受けた場合は、当該報告の内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査を行い、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助金額確定通知書（様式13）により通知する。

2 市長は、前条第1項のただし書に規定する現地完了検査依頼を受けた場合においては、前項中「審査するとともに、必要に応じて現地調査」とあるのは「審査」と読み替えるとともに、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを検査し、結果について検査結果通知書（様式13-2）により補助事業者に通知する。

（是正の措置）

第12条 市長は、第10条第1項に規定する報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これらに適合させるために必要な措置をとるよう補助事業者に指示することができる。

（補助金の請求及び交付）

第13条 第11条第1項の規定する通知を受けた補助事業者は、補助金の交付決定通知日の属する次の年度の4月末日（本市の定める休日である場合は、その日以前の直近の休日でない日）までに補助金の交付の請求を市長にしなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合は、その内容を審査し、当該請求に係る補助金を交付するものとする。

3 市長は、第1項の規定による請求があった場合、請求日から30日以内に口座振替に

より補助金を支払うものとする。ただし、請求に不備があり、訂正等に要する日数は除くものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の行為によって補助金の交付の決定を受けたとき
- (2) 補助金の交付決定における内容及びこれに付した条件に違反したとき
- (3) 国土交通省制定の「社会資本整備総合交付金交付要綱」又は「住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱」に基づく大阪市に対する交付金等の交付決定が取り消される等により、大阪市が当該交付金等の交付を受けられない又は交付後返還を求められたとき
- (4) 前3号のほか、この要綱に違反したとき

2 市長は、第1項の取消しをした場合は、補助金交付決定取消通知書（様式 11）により補助事業者に通知する。

(事情変更による補助金交付決定の取消し等)

第 15 条 市長は、補助金の交付決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、規則第9条に基づき、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその交付決定の内容若しくはこれらに付した条件を変更することができる。

2 市長は、前項の規定による取消し又は変更をしたときは、事情変更による補助金交付決定取消・変更通知書（様式 14）により補助事業者に通知する。

(補助事業の遂行)

第 16 条 補助事業者は、規則第 10 条に基づき、補助事業を遂行しなければならない。

(補助事業の遂行指示等)

第 17 条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めるときは、補助事業者に対して必要な指示を行い、又は報告を求め、若しくは職員をして補助事業者に係る物件及び設計図書等の書類を実地検査させ、又は必要な指示をさせることができる。

2 市長は、補助事業者が補助金の交付決定の内容及びこれらに付した条件に従って補助事業を遂行していないと認めたときには、これらに従って当該事業を遂行すべきことを補助事業者に対し指示することができる。

3 市長は、補助事業者が前項の指示に違反したときは、補助事業者に対して補助事業の一部の停止を求めることができる。

(状況報告)

第 18 条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行に関する報告を求めることができる。

（理由の提示）

第 19 条 市長は、補助金の交付決定の取消し、補助事業の遂行の指示又は補助事業の是正のための措置の指示をするときは、補助事業者に対してその理由を示すものとする。

（補助金等の返還）

第 20 条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により返還を求められた場合、第 5 条第 3 項の規定により支給された後退表示板を市長へ返還しなければならない。なお、後退表示板の取外しに係る費用は補助事業者の負担とする。

（加算金及び延滞金）

第 21 条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を求められたときは、規則第 19 条に基づき、加算金及び延滞金を本市に納付しなければならない。

（代表申請者の選任及び責務）

第 22 条 複数の補助事業者により補助事業を行おうとする場合は、そのうちから代表申請者を選出し、この要綱に基づく権利、義務、手続き等すべての事柄について代表申請者に委任するものとし、かつ代表申請者と協力して、この要綱に定める事柄を責任を持って遂行しなければならない。この場合において、当該代表申請者が行った行為は、すべての補助事業者が行った行為とみなす。

2 市長は、複数の補助事業者により補助事業を行おうとする場合における補助金の交付申請から支払いに至るまでの手続き及び補助金の返還に関して、すべて代表申請者を相手方とする。

（関係書類の整備）

第 23 条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金の額の確定通知日から 5 年間保存しなければならない。

（後退表示板の設置）

第 24 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、第 5 条第 3 項の規定により支給された後退表示板を後退用地等に設置するものとする。ただし、寄付又は無償使用承諾が得られた整備要綱第 2 条第 1 項アの道路（以下、「附則 5 項道路」という）の後退用地等においてはこの限りでない。

2 前項に基づき設置した後退表示板の所有権については、補助金の額の確定通知日を

もって、補助事業者に移転するものとする。

（後退用地等の管理）

第 25 条 後退用地等（後退表示板を含む。以下同じ。）については、補助事業者が補助事業完了時における後退用地等の形態を変更することなく、通行に支障のない状態となるように維持管理を行うものとする。ただし、寄付又は無償使用承諾が得られた附則 5 項道路の後退用地等においては市が行うものとする。

（義務の継承）

第 26 条 補助事業者は、建築物、工作物若しくは後退用地等を譲渡する場合は、譲渡を受ける者に対して、この要綱に基づいて協議した事項を周知し、継承させるものとする。

（他制度との併用）

第 27 条 他の公的融資又は補助金等を併せて受けようとする補助事業者は、事前に市長と十分協議を行い、その指示に従わなければならない。

2 市長は、前項の指示を行うにあたっては、他の公的融資又は補助等を行う機関と調整を図るものとする。

（関係法令の遵守等）

第 28 条 補助事業者は、法令等を遵守するとともに、良好な住環境等を確保するため、当該補助事業の範囲内又はその周辺で、実施又は実施が予定されている公的事業の所管部署と十分協議を行い、その指示に従わなければならない。

（適用除外）

第 29 条 この要綱は、次の各号のいずれかに該当する場合は適用しない。

- （1）国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体が行う建築行為等を伴うもの
- （2）都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する開発行為を伴うもの
- （3）都市計画法に基づく事業等、他の事業によって拡幅又は整備されるもの
- （4）法第42条第1項第5号に規定する位置指定道路の築造を伴うもの
- （5）敷地面積（分譲住宅等、建築しようとする敷地が複数連なる場合は一連の土地の面積）が500㎡を超えるもの
- （6）この要綱を適用することが適当でないと市長が認めるもの

（実施の細目）

第 30 条 この要綱の実施について必要な事項は、大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付実施要領で定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この要綱が施行される前に、改正前の要綱第 6 条第 4 項の規定による狭あい道路拡幅整備計画承認通知書により市長が通知したものについては、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この要綱が施行される前に、改正前の要綱第 4 条第 4 項の規定による狭あい道路拡幅整備計画承認通知書により市長が通知したものについては、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この要綱が施行される前に、改正前の要綱第 4 条第 4 項の規定による狭あい道路拡幅整備計画承認通知書により市長が通知したものについては、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 12 月 18 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は平成29年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の要綱に定める様式により作成した用紙で残存するものについては、当分の間、改正後の要綱に定める様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則

この要綱は平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の要綱に定める様式により作成した用紙で残存するものについては、当分の間、改正後の要綱に定める様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の要綱に定める様式により作成した用紙で残存するものについては、当分の間、改正後の要綱に定める様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則

この要綱は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

【別表 1】 補助事業者の要件

納税状況	大阪市における以下の税の滞納がないこと。 ・ 個人にあっては個人市民税、法人にあっては法人市民税 ・ 所有する全ての土地・家屋に係る税（固定資産税・都市計画税）
------	--

【別表 2】

補助項目	単位	補助限度額単価	補助項目	単位	補助限度額単価
道路舗装	m ²	14,700 円	U型側溝設置	m	11,400 円
道路境界石設置	m	7,300 円	L型側溝設置	m	11,800 円
現場打ち側溝	m	700 円	側溝蓋設置	m	4,900 円
集水桝設置	ヶ所	57,200 円	—	—	—

【別表 3】 支障物の撤去

補助項目		単位	補助限度額単価
塀等	木製	見付 m ²	6,200 円
	金属製	見付 m ²	3,300 円
	ブロック製等	見付 m ²	12,800 円
	コンクリート製	見付 m ²	10,200 円
門扉	木製	見付 m ²	2,300 円
	金属製	見付 m ²	5,500 円
樹木	低木	本	500 円
	中木	本	3,000 円
	高木	本	6,900 円
段差のある工作物	コンクリート製等	m ³	24,300 円
車止め等		ヶ所	4,300 円

備考

- 1 塀等とは、塀、擁壁をいう。
- 2 塀等のうちブロック製等とは、コンクリートブロック、レンガ、石その他これらに類するもので作られているものをいう。
- 3 樹木は、樹木の地上 1.2 m の部分で幹周が 10cm 未満を低木、10cm 以上 60cm 未満を中木、60cm 以上を高木とする。
- 4 段差のある工作物とは、コンクリート、コンクリートブロックその他これらに類するもので、アプローチ、階段その他これらに類する築造物で道路部分との高さが 3 cm 以上あるものをいう。
- 5 車止め等とは、車止め、標識支柱等で木製、金属製その他これらに類するもので作られているものをいう。

【別表 4】様式及び添付書類一覧

補助金交付申請書	様式 1	
委任状（代理人）		・ 代理人による申請の場合
補助事業者が、建築主等の配偶者又は一親等内の親族であることを証する公の書類		・ 補助事業者が、建築主の配偶者又は一親等内の親族である場合
納税証明書（市民税、固定資産税及び都市計画税）		・ 市民税が非課税の場合、課税（所得）証明書を添付すること ・ 別表 1 に記載のもの
除却工事補助金予定額の算出根拠	様式 1－1	・ 第 3 条第 1 項第 5 号に規定する撤去工事を行う場合
整備工事補助金予定額の算出根拠	様式 1－2	
計画概要図面（付近見取り図、整備計画図、整備断面図）		
道路中心線及び現況幅員に関する書類（道路境界明示書・官民境界明示書等）		・ 附則 5 項道路の場合
現況写真及び撮影方向位置図		
道路中心線設置写真		・ 2 項道路の場合
後退用地等にある支障物の撤去図		・ 第 3 条第 1 項第 5 号に規定する撤去工事を行う場合
見積書		
誓約書	様式 2	
不動産登記法第 14 条第 1 項地図及び登記事項証明書（土地）等の補助事業者が計画敷地の権利者であることを証する書類		・ 補助事業者が整備要綱第 3 条第 2 項に該当する場合
工事に未着手であることを証する書類		・ 第 4 条第 1 項ただし書の規定に基づき補助金交付申請を行う場合
その他申請に必要と認める書類		
補助金交付決定通知書	様式 3	
工事着手届	様式 3－2	・ 第 8 条第 2 項の規定に基づいて工事に着手した場合
補助金不交付決定通知書	様式 4	
補助金取下届	様式 5	
補助金取下受理通知書	様式 6	
補助金交付変更承認申請書	様式 7	
撤去工事補助金予定額の算出根拠	様式 7－1	・ 第 3 条第 1 項第 5 号に規定する撤去

	拠		工事を行う場合
	整備工事補助金予定額の算出根拠	様式 7 - 2	
	変更承認に必要な書類等（変更内容が確認できる書類等）		
	変更部分の工事に未着手であることを証する書類		・ 第 9 条第 1 項イに基づき申請する場合
	その他申請に必要と認める書類		
補助事業廃止承認申請書		様式 8	
	その他申請に必要と認める書類		
補助金交付変更承認通知書		様式 9	
不承認通知書		様式 9 - 2	
補助事業廃止承認通知書		様式 10	
補助金交付決定取消通知書		様式 11	
補助事業完了実績報告書		様式 12	
	補助事業完成図		
	補助事業工事中及び完成後の写真		
	補助事業に係る工事請負契約書等の写し		・ 補助金の交付申請額が変更となる場合は、事前に補助金交付変更承認申請を行うこと ・ 補助事業者が工事契約していることが確認できる工事契約書等の写しを添付すること
	工事費の支払いを証する書類		・ 領収書及びその他支払いを証明する書類
	領収書等遅延理由書	様式 12 - 2	・ 領収書遅延理由書を提出する場合は、請求書の写しを添付すること ・ 補助金請求の際に工事費の支払いを証する書類（領収書及びその他支払いを証明する書類）を添付すること
	その他申請に必要と認める書類		
現地完了検査依頼書		様式 12 - 3	
補助金額確定通知書		様式 13	
請求書			
	その他申請に必要と認める書類		
検査結果通知書		様式 13 - 2	
事情変更による補助金交付決定取消・変更通知書		様式 14	

※ 原本の写しの提出を可とする。ただし、当該書類に疑義が生じた場合はその原本の提示を求めることがある。なお、写しと表記があるものについては、写しのみとする。

(様式1)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者	住所
	(法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地)
	氏名
	(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名)
	電話

補助金交付申請書

大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付要綱第4条第1項の規定に基づき、指定書類を添えて次のとおり申請します。

1 補助事業の目的及び内容

- (1) 敷地 (地名地番) (区)
- (2) 目的 狭あい道路の拡幅整備
- (3) 内容 ☐撤去工事 ☐整備工事

2 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の内容

- (1) 補助金予定額 ※複数件申請する場合は合計を記入し、別紙に内訳を記入
- | | | |
|-------|---|---|
| 撤去工事費 | 金 | 円 |
| 整備工事費 | 金 | 円 |
| 合計金額 | 金 | 円 |
- (2) 算出の内容 別紙による。

3 事業予定期間

契約日又は契約予定日	令和	年	月	日
工事着手予定日	令和	年	月	日
事業完了予定日	令和	年	月	日

(様式 1 - 1)

撤去工事補助金予定額の算出根拠

実際に要する費用による補助対象金額

見積書	算出根拠は、別紙の見積書又は内訳による。		
合計	(見積書の内、補助対象となる金額)		円……………A

※消費税等相当額を除く。

要綱における補助限度額単価による補助対象金額

※小数第2位以下を切り捨てた数量により計算する。

合計	円……………B

数量算出 (※小数第3位以下を切り捨てた数値により計算する。)

補助金予定額 (撤去工事)

AとBの低い方の金額	円	$\times 2 / 3 =$	円
補助金予定額 (同上金額の千円単位切捨)			円

(様式1－2)

整備工事補助金予定額の算出根拠

実際に要する費用による補助対象金額

見積書	算出根拠は、別紙の見積書又は内訳による。		
合計	(見積書の内、補助対象となる金額)	円	………C

※消費税等相当額を除く。

要綱における補助限度額単価による補助対象金額

※小数第2位以下を 切り捨てた数量に より計算する。	道路舗装	m ² ×	円 =	円
	道路境界石設置	m ×	円 =	円
	U型側溝設置	m ×	円 =	円
	側溝蓋設置	m ×	円 =	円
	L形側溝設置	m ×	円 =	円
	現場打ち側溝	m ×	円 =	円
	集水桝設置	箇所 ×	円 =	円
	合計			円 ………D

数量算出 (※小数第3位以下を切り捨てた数値により計算する。)

道路舗装 (m ²)	
後退部分および	
既存道路部分	
合計	
道路境界石設置 (m)	
U型側溝設置 (m)	
側溝蓋設置 (m)	
L形側溝設置 (m)	
現場打ち側溝 (m)	
集水桝設置 (ヶ所)	

補助金予定額 (整備工事)

CとDの低い方 の金額	円 × 2 / 3 =	円
補助金予定額 (同上金額の千円単位切捨)		円

(様式2)

令和 年 月 日

大阪市長

誓約書

この度、「大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付要綱」の規定に基づく申請をするにあたり、法令等を遵守するとともに同交付要綱並びに「大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付実施要領」に基づく規定を遵守します。

万一、補助事業に関わる関係者と諸問題が発生した場合は、申請している補助事業者が責任をもって対処し、貴市に迷惑をかけないようにするとともに、同要綱に違反した場合において、補助金の一部又は全部について支払いが完了している場合には、既に大阪市から交付された補助金金額を指定された期日までに返還する責任を負います。

なお、大阪市へ寄付、又は無償使用承諾しない補助事業完了後の後退用地等については、その形態を変更することなく、通行に支障のない状態であるよう維持管理を行います。

補助事業の敷地 (区)

補助事業者 住所

(法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地)

氏名

(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名)

電話

(注) 補助事業者が複数の場合は、補助事業者の全員による誓約書としてください。

(様式3)

大阪市指令都整
令和 年 第 号
月 日

様

大阪市長

補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のあった補助事業について、大阪市狭あい道路
拡幅促進整備補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、次のとおり交付決定したので通知
します。

- 1 交付決定番号 号
- 2 補助事業の敷地 (区)
- 3 補助事業者 住所
氏名
- 4 補助金の交付決定額 金 円
- 5 事業期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

6 補助金の交付条件

- (1) 補助事業の工事契約日は、補助金の交付決定通知日以降としてください。当該通知日より前に補助事業に係る工事契約をしたことが判明した場合は、交付決定を取り消します。ただし、第4条第1項のただし書の規定に基づき交付申請した場合は、本号本文の「工事契約」を「工事着手」と読み替えるものとします。
- (2) 補助事業が完成した際には、別途支給する後退表示板を設置してください。(枚)
- (3) 上記の事業期間内に工事を完了し、補助事業完了実績報告書(様式12)を提出してください。
- (4) 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分又は執行計画の変更をする場合には、市長の承認を受けなければなりません。変更の申請を怠った場合は、交付決定を取り消します。
- (5) 補助事業を廃止する場合には、市長の承認を受けなければなりません。
- (6) 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金の額の確定通知日から5年間保存してください。
- (7) 補助事業が事業期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長へ報告してその指示を受けること。
- (8) 市長が、補助金の適正な執行を行うため、補助事業者に対して報告を求め、又は本市職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力しなければなりません。
- (9) その他、大阪市補助金等交付規則及び大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付要綱の規定を遵守すること。

7 その他

本通知の決定内容(交付の条件を含む。)に不服があるときは、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げを行うことができます。

(様式 3-2)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者
住所
(法人その他の団体にあつては 主たる事務所の所在地)
フリガナ
氏名
(法人その他の団体にあつては その名称、代表者の氏名)
電話番号

工事着手届

令和 年 月 日付で、大阪市指令都整 第 号にて（交付決定・交付変更承認）の通知を受けた事業について、工事又は変更箇所の工事に着手したので大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---------|----------|
| 1 | 交付決定番号 | |
| 2 | 補助事業の敷地 | (区) |
| 3 | 工事着手日 | 令和 年 月 日 |

(様式4)

大都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付で 交付申請のあった補助事業について、大阪市狭あい道路
拡幅促進整備補助金交付要綱第5条第2項の規定に基づき、次のとおり交付しない旨の決定を
したので通知します。

1 補助事業の敷地 (区)

2 補助事業者 住所
氏名

3 不交付決定の理由

(様式5)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者 住所

(法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地)

氏名

(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名)

補助金取下届

令和 年 月 日付けで 大阪市指令都整 第 号にて交付決定の通知を受けた補助事業について、大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、次のとおり取下げを申請します。

- 1 交付決定番号 号
- 2 補助事業の敷地 (区)
- 3 補助金交付決定通知書を受け取った日
令和 年 月 日
- 4 取下げの理由

(様式6)

大阪市指令都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

補助金取下受理通知書

令和 年 月 日付で 取下げ申請のあった補助事業について、大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、次のとおり取下げを受理したので通知します。

- 1 交付決定番号 号
- 2 補助事業の敷地 (区)
- 3 申請者 住所
氏名

(様式 7)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者 住所

(法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地)

氏名

(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名)

補助金交付変更承認申請書

令和 年 月 日付で 第 号にて { 交付決定
交付変更承認 }

の通知を受けた補助事業について、大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり変更承認を申請します。

1 交付決定番号 号

2 補助事業の敷地 (区)

3 変更交付申請額

交付決定額	円
交付変更申請額	円
差引増△減額	円

4 事業期間の変更

変更前	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日
変更後	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日

5 その他

6 変更する内容及び理由

(様式 7 - 1)

撤去工事補助金予定額の算出根拠

実際に要する費用による補助対象金額

見積書	算出根拠は、別紙の見積書又は内訳による。		
合計	(見積書の内、補助対象となる額)		円……………A

※消費税等相当額を除く。

要綱における補助限度額単価による補助対象金額

※小数第2位以下を切り捨てた数量により計算する。

合計	円……………B

数量算出 (※小数第3位以下を切り捨てた数値により計算する。)

補助金予定額 (撤去工事)

AとBの低い方の金額	円	$\times 2 / 3 =$	円
補助金予定額 (同上金額の千円単位切捨)			円

(様式 7 - 2)

整備工事補助金予定額の算出根拠

実際に要する費用による補助対象金額

見積書	算出根拠は、別紙の見積書又は内訳による。		
合計	(見積書の内、補助対象となる金額)	円	 C

※消費税等相当額を除く。

要綱における補助限度額単価による補助対象金額

※小数第2位以下を 切り捨てた数量に より計算する。	道路舗装	m ² ×	円 =	円
	道路境界石設置	m ×	円 =	円
	U型側溝設置	m ×	円 =	円
	側溝蓋設置	m ×	円 =	円
	L形側溝設置	m ×	円 =	円
	現場打ち側溝	m ×	円 =	円
	集水枥設置	箇所 ×	円 =	円
	合計			円 D

数量算出 (※小数第3位以下を切り捨てた数値により計算する。)

道路舗装 (m ²)	
・ 後退部分	
・ 既存道路部分	
合計	
道路境界石設置 (m)	
U型側溝設置 (m)	
側溝蓋設置 (m)	
L形側溝設置 (m)	
現場打ち側溝 (m)	
集水枥設置 (ヶ所)	

補助金予定額 (整備工事)

CとDの低い方 の金額	円 × 2 / 3 =	円
補助金予定額 (同上金額の千円単位切捨)		円

(様式 8)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者 住所

(法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地)

氏名

(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名)

補助事業廃止承認申請書

令和 年 月 日付で 第 号にて

[	交付決定	]
	交付変更承認	

した補助事業について、大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり廃止承認を申請します。

1 交付決定番号 号

2 補助事業の敷地 (区)

3 廃止する理由

(様式 9)

令和 年 月 日
第 号

様

大阪市長

補助金交付変更承認通知書

令和 年 月 日付けで交付変更申請のあった補助事業について、大阪市狭あい道路
拡幅促進整備補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり交付変更を承認したので通
知します。

1 交付決定番号 号

2 補助事業の敷地 (区)

3 補助事業者 住所
氏名

4 変更内容

i	交付変更決定額	交付決定額	円
		交付変更決定額	円
		差引増△減額	円
ii	事業期間	変更前	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
		変更後	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

iii 上記以外の補助事業の内容

5 交付条件

- (1) 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分又は執行計画の変更をする場合には、市長の承認を受けなければなりません。変更の申請を怠った場合は、交付決定を取り消します。
- (2) 補助事業を廃止する場合には、市長の承認を受けなければなりません。
- (3) 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金の額の確定通知日から 5 年間保存してください。
- (4) 補助事業が事業期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長へ報告してその指示を受けること。
- (5) 市長が、補助金の適正な執行を行うため、補助事業者に対して報告を求め、又は本市職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力しなければなりません。
- (6) その他、大阪市補助金等交付規則及び大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付要綱の規定を遵守すること。

(様式 9 - 2)

大 都 整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

不承認通知書

令和 年 月 日 付けで申請のあった承認申請については、大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付要綱第 9 条第 2 項の審査の結果、不承認となりましたので通知します。

1 交付決定番号 号

2 不承認の理由

(様式10)

大都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

補助事業廃止承認通知書

令和 年 月 日付で 廃止承認申請のあった補助事業について、大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、次のとおり補助事業の廃止を承認したので通知します。

- 1 交付決定番号 号
- 2 補助事業の敷地 (区)
- 3 補助事業者 住所
氏名

(様式11)

大阪市指令都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付で 第 号にて交付決定した補助事業
について、大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付要綱の規定に基づき、次の
とおり取り消したので通知します。

- 1 交付決定番号 号
- 2 補助事業の敷地 (区)
- 3 補助事業者 住所
氏名
- 4 取消しする理由

(様式12)

令和 年 月 日

大 阪 市 長

補助事業者 住所

(法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地)

氏名

(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名)

補助事業完了実績報告書

令和 年 月 日付で

第

号にて

交付決定
交付変更承認

の通知を受けた補助事業が完了したので、大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 交付決定番号 号

2 補助事業の敷地 (区)

大 阪 市 長

領収書等遅延理由書

大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付要綱の規定に基づき、補助事業の実績報告を行うにあたり、整備工事費等の支払いを証明する書類（領収書等の写し）の提出が次の理由により遅延いたします。

なお、当該書類につきましては、補助金請求の際に必要な書類とあわせて提出いたします。

領収書等の写しの提出が遅延する理由

（参考例）
令和〇〇年〇〇月〇〇日付け△△工事請負契約により、工事費の支払いが□□□□のため、補助事業の実績報告時に領収書の写しを添付することができません。

なお、整備工事費等に係る要支払額を示す書類として、当該整備工事費等に係る請求書の写しを添付します。

支払い額	円
支払い予定日	年 月 日頃

補助事業者 住所

（法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地）

氏名

（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名）

電話

大 阪 市 長

現地完了検査依頼書

令和 年 月 日付けで 第 号にて

交付決定
交付変更承認

の通知を受けた補助事業が完了しましたので、大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付要綱第10条第1項の実績報告に先立ち、次のとおり現地検査を依頼します。

1 交付決定番号 号

2 補助事業の敷地 (区)

補助事業者 住所

(法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏名

(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名)

電話

(様式13)

大都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

補助金額確定通知書

令和 年 月 日付けで 完了実績報告のあった補助事業について、大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、次のとおり補助金の額が確定したので通知します。

- 1 交付決定番号 号
- 2 補助事業の敷地 (区)
- 3 補助事業者 住所
氏名
- 4 補助金の確定金額 金 円
- 5 その他
 - (1) 補助金の請求は、補助金の交付決定通知日の属する次の年度の4月末日までに行ってください。その日までに行われない場合は、交付決定が無かったものとみなし、補助金を交付することができなくなります。
 - (2) 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金の額の確定通知日から5年間保存してください。
 - (3) 補助事業完了後の後退用地等については、通行に支障のない状態であるよう維持管理を行ってください。
 - (4) 補助事業者は、建築物、工作物若しくは、後退用地等を譲渡する場合は、譲渡を受ける者に対して、この要綱に基づいて協議した事項を周知し、継承してください。

(様式13－2)

大都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

検査結果通知書

令和 年 月 日付で 現地完了検査依頼のあった補助事業について、大阪市狭
あい道路拡幅促進整備補助金交付要綱第11条第2項の規定に基づき、次のとおり検査結果を通知
します。

- 1 交付決定番号 号
- 2 補助事業の敷地 (区)
- 3 補助事業者 住所
氏名
- 4 検査結果 適合 ・ 不適合

(注) 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金の額の
確定通知日から5年間保存してください。

(様式14)

大阪市指令都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

事情変更による補助金交付決定取消・変更通知書

令和 年 月 日付けで 大阪市指令都整 第 号にて交付決定した補助事業については、大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付要綱第15条第1項の規定に基づき、次のとおり（ 取消 ・ 変更 ）したので通知します。

- 1 交付決定番号 号
- 2 補助事業の敷地 （ 区 ）

- 3 補助事業者 住所
氏名

- 4 取消し・変更の内容

- 5 取消し・変更の理由
